

## 株主各位

証券コード 9254  
2026年1月14日  
(電子提供措置の開始日 2026年1月7日)

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号  
株式会社ラバブルマーケティンググループ  
代表取締役 林 雅之

### 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://lmg.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年1月28日（水曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

敬 記

具

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）  
2. 場 所 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー2F  
トラストシティ カンファレンス 神谷町 Conference 1

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第12期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 資本金の額の減少の件

**第2号議案** 定款一部変更の件

**第3号議案** 取締役7名選任の件

以 上

(注)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
4. ご出席の株主様向けお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
5. 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
6. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書及び個別注記表

# 議決権行使についてのご案内

## 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限 2026年1月28日（水曜日）午後7時必着**



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

**行使期限 2026年1月28日（水曜日）午後7時まで**

**スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。**

## 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時 2026年1月29日（木曜日）午前10時  
(受付開始は午前9時30分予定)**

### ご注意事項

- ※書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えたいと存じます。

資本金の額の減少については、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。また、発行済株式総数に変更はありません。

### 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

2025年12月23日現在の資本金296,780,000円を246,780,000円減少して、50,000,000円といたします。

※なお、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全部を資本準備金に振替いたします。

#### (2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。減少する資本金の額の全部を資本準備金に振り替えるものであります。

#### (3) 効力発生日

2026年3月10日（予定）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更理由

当社の事業年度は毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、2025年11月の第三者割当実施後に当社の親会社となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社と事業年度を一致させ、グループ全体として経営管理等における効率的な業務運営を推進するため、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとすることといたします。この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第43条（事業年度）の変更だけでなく、同変更による調整のため、現行定款第12条（招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第44条（剰余金の配当の基準日）及び第45条（中間配当）の各条項に所要の変更を行ふものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

### 2. 変更内容

変更内容は以下の通りであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>1月</u> に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年 <u>11月1日</u> から翌年 <u>10月31日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>4月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u> 第1条 第43条の規定にかかわらず、第13期事業年度は2025年11月1日から2026年3月31日までとする。</p>
(新設)	<p>第2条 前条及び本条は、2026年3月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

現任取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため3名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>            はやし まさ ゆき  <b>林 雅之</b>            (1972年3月6日)         </div>	<p>2008年11月 株式会社コムニコ 代表取締役            2014年7月 当社 代表取締役（現任）            2016年11月 一般社団法人SNSエキスパート協会 理事（現任）            2017年3月 合同会社みやびマネージメント 代表社員（現任）            2022年6月 株式会社コムニコ 取締役（現任）            2023年5月 DTK AD Co.,Ltd. 取締役（現任）            2024年6月 LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD. 代表取締役（現任）            2024年11月 株式会社ユニオンネット 取締役（現任）            2025年2月 株式会社インバウンド・バズ 取締役（現任）    <b>[重要な兼職の状況]</b>            株式会社コムニコ 取締役            一般社団法人SNSエキスパート協会 理事            DTK AD Co.,Ltd. 取締役            LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD. 代表取締役            株式会社ユニオンネット 取締役            株式会社インバウンド・バズ 取締役         </p>	72,114株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>長谷川 直 紀 (1982年9月1日)</p>	<p>2013年4月 株式会社コムニコ 入社</p> <p>2014年10月 株式会社コムニコ 取締役</p> <p>2018年6月 当社 執行役員 事業統括管掌</p> <p>2022年6月 当社 取締役（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社コムニコ 代表取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>株式会社コムニコ 代表取締役</p>	25,500株
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>松 本 高 一 (1980年3月26日)</p>	<p>2003年9月 株式会社AGSコンサルティング 入社</p> <p>2006年1月 新光証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社</p> <p>2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社</p> <p>2014年10月 SMBC日興証券株式会社 入社</p> <p>2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社ギミック 社外監査役（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社ショーケース 取締役（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社イーグランド 社外監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>株式会社アッピア 代表取締役</p> <p>株式会社ギミック 社外監査役</p> <p>株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員）</p> <p>AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長</p> <p>株式会社ショーケース 取締役</p> <p>株式会社イーグランド 社外取締役</p>	3,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>久保 隆 (1954年11月7日)</p>	<p>1988年4月 大阪弁護士会弁護士登録 森田宏法律事務所（現 天満総合法律事務所）入所</p> <p>1994年1月 同事務所 パートナー（現任）</p> <p>2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（現 ミライドア株式会社）社外取締役（現任）</p> <p>2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社ショーケース 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 天満総合法律事務所 パートナー ミライドア株式会社 社外取締役 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ショーケース 社外取締役（監査等委員）</p>	一株
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>鵜川 太郎 (1976年1月14日)</p>	<p>2008年11月 株式会社コムニコ 取締役</p> <p>2010年7月 株式会社オルトプラス 取締役</p> <p>2014年8月 当社 取締役（現任）</p> <p>2015年1月 ALT PLUS VIETNAM Co., Ltd. President</p> <p>2015年4月 株式会社SHIFT PLUS 取締役</p> <p>2023年4月 株式会社プレイシング 取締役</p> <p>2024年4月 株式会社リルーデンス 代表取締役（現任）</p> <p>2024年5月 株式会社ABAL 社外取締役（現任）</p> <p>2025年3月 株式会社ショーケース 社外取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社リルーデンス 代表取締役 株式会社ABAL 社外取締役 株式会社ショーケース 社外取締役</p>	16,525株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>柿沼佑一 かきぬま ゆういち (1977年11月16日)</p>	<p>2005年4月 最高裁判所司法研修所 入所      2007年1月 埼玉弁護士会弁護士登録      高篠法律事務所（現 高篠・柿沼法律事務所）入所      2010年10月 同事務所 パートナー（現任）      2015年6月 株式会社ツツミ 社外取締役      2017年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）      2021年3月 ラクオリア創薬株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）      2025年3月 株式会社ショーケース 社外取締役（監査等委員）（現任）  <b>[重要な兼職の状況]</b>      高篠・柿沼法律事務所 パートナー      株式会社ツツミ 社外取締役（監査等委員）      ラクオリア創薬株式会社 社外取締役（監査等委員）      株式会社ショーケース 社外取締役（監査等委員）</p>	一株
7	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>深川裕季 ふかがわ ゆうき (1991年10月7日)</p>	<p>2014年12月 PWCあらた有限責任監査法人 入所      2016年7月 有限責任監査法人トーマツ 入所      2020年10月 株式会社Riv 代表取締役社長（現任）      2021年6月 株式会社ギミック 社外監査役      2021年11月 アコード税理士法人 代表税理士（現任）      2022年7月 JESCOホールディングス株式会社 執行役員経理部長      2024年12月 ペンタ・サンクリー株式会社 社外取締役（現任）  <b>[重要な兼職の状況]</b>      株式会社Riv 代表取締役社長      アコード税理士法人 代表税理士      ペンタ・サンクリー株式会社 社外取締役</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 林雅之氏は、LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD.の代表取締役、株式会社コムニコ、DTK AD Co.,Ltd.、株式会社ユニオンネット、株式会社インバウンド・バズの取締役、一般社団法人SNSエキスパート協会の理事であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、創業以来一貫して当社及び当社グループの経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。
3. 長谷川直紀氏は、株式会社コムニコの代表取締役であります。また、取締役候補者とした理由は、当社の創業当時より、株式会社コムニコの取締役として事業に携わり、当社の主要事業における豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。

4. 松本高一氏は、2025年11月に実施した第三者割当増資後に当社の親会社となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の取締役副社長であります。同氏を取締役候補者とした理由は、豊富な経営コンサルティングの経験及び管理業務に対する幅広い知見を有しており、その知見に基づき、当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムに対する有益な助言を期待するためであります。
5. 久保隆氏は、2025年11月に実施した第三者割当増資後に当社の親会社となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。同氏を取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。
6. 鵜川太郎氏は、社外取締役であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり上場企業の経営に携わり、グループ経営に関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。
7. 柿沼佑一氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。
8. 深川裕季氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、会計分野における豊富な経験、高い見識と知識を有していることから、その知見に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。
9. 鵜川太郎氏は、現に当社の社外取締役であり、在任年数は本総会終結の時をもって鵜川太郎氏は11年5ヶ月間になります。
10. 鵜川太郎氏が再任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を継続する予定であります。また、柿沼佑一氏及び深川裕季氏が選任された場合は、上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。
11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。本議案が原案通り承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
12. 当社は、鵜川太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、柿沼佑一氏及び深川裕季氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の新任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 事業報告

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復を背景に、緩やかな回復基調が見られました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、円安基調の継続に伴う物価上昇の長期化に加え、地政学リスクや金融政策の影響、さらに米国における通商政策の不透明感などを背景に、企業や消費者のマインドには慎重な傾向が根強く続いており、景気の先行きについては依然として不透明感が残る状況となっております。

当社グループが事業を展開するデジタルマーケティング領域におきましては、国内外の様々な影響を受けつつも、社会活動のデジタル化を背景に高い成長率を維持し、「2024年日本の広告費」(株式会社電通)によると、インターネット広告市場は前年比9.6%増の3兆6,517億円となりました。

当社グループは、「人に地球に共感を」をパーソナリティに掲げ、現代の生活者の情報消費行動に寄り添い、共感を重視したマーケティング活動「愛されるマーケティング」を推進するマーケティング企業グループです。近年、ITテクノロジーやプラットフォームの進展により、多チャネル化が加速し、生活者との継続的なコミュニケーションの重要性が一層高まっております。

このような環境のもと、当社グループは、SNSマーケティングの運用支援をはじめ、運用支援ツールの提供、教育、Webサイトの企画・制作、Web広告運用、Webコンサルティング、マーケティングオートメーションの導入支援など、マーケティングプロセス全体にわたる多様なソリューションを提供しております。また、ITツールやAI技術の活用を通じて、企業のマーケティング活動の効率化にも貢献しております。

当社グループは、「最も愛されるマーケティンググループを創る」というグループミッションのもと、2025年1月に公表した中期経営計画に基づき、①既存事業の安定的成長、②新規領域（海外展開・インバウンドプロモーション、XR・Web3等）の早期立ち上げ、③M&Aによる非連続的成長を柱に、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、M&A戦略の一環として、2024年11月にはWeb制作・広告運用・コンサルティングに強みを持つ「株式会社ユニオンネット」をグループに迎え、同社の顧客基盤と技術力を活かしたソリューション展開を推進するとともに、東京オフィスを開設し、首都圏における営業体制の強化とグループ連携の深化を図りました。2024年12月には、SNSマーケティング支援を担う既存グループ会社の株式会社コムニコが、日本最大級の食インフルエンサーネットワークを保有する「ライフインザキッチン」事業を譲受し、

既存事業の競争力強化とシナジー創出を推進いたしました。2025年2月には、訪日外国人旅行者向けプロモーション支援の強化を目的として、連結子会社「株式会社インバウンド・バズ」を新設し、TALONTRAVEL CO., LTD.よりインバウンドメディア「Talon Japan」事業を譲り受けました。これにより、タイ市場を中心とした東南アジアからのインバウンド需要に対応したプロモーション体制を強化しております。また、2025年9月には、LINE公式アカウントの運用支援に強みを持つ株式会社エルマーケの子会社化に向けた基本合意書を締結いたしました。さらに、成長戦略の資金基盤を支える施策として、2025年10月にはAI フュージョンキャピタルグループ株式会社を割当先とする第三者割当増資を決議し、M&Aおよび新規事業投資に充てる資金を確保いたしました。

新規事業では、XR領域において、株式会社ABALとの資本業務提携により、XRを活用したアトラクションの事業化が進展しました。インバウンド関連では、他社との連携によるターゲティング広告導入や、店舗や飲食店への送客支援などの訪日観光客向けサービスを多面的に展開しました。

既存事業の強化では、SNS運用支援領域におけるプロダクト強化が進展しています。株式会社コムニコでは、TikTok Shopの店舗運用支援サービスを開始し、SNSコマース市場への対応を強化しております。また、「AIリプライアシスト」の対応プラットフォームをInstagramおよびTikTokへ拡張し、SNS運用の支援業務の効率化とエンゲージメント強化を推進しました。加えて、自社開発のSNS運用支援ツールに生成AIによる投稿文作成機能を追加し、より質の高い運用を少ない工数で可能とする機能開発に継続して取り組んでおります。

人材教育においても、株式会社ジソウが提供する「SNS担当者スキルアップメニュー」の導入が進んだほか、SNSエキスパート協会による検定受講者数は累計7,000人を突破し、SNS実務者の育成および業界全体のスキル底上げに貢献しております。

また、全社横断の取り組みとしてAI・DX推進室を設置し、AIを活用した提案書作成支援やプロンプトの標準化、社内研修プログラムの整備などを通じて、グループ全体の業務生産性向上にも取り組んでおります。

これらの施策を通じて、当社グループは既存事業の収益基盤を着実に強化するとともに、新たな市場・領域への展開を同時に進め、次なる成長ステージに向けた企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,630,574千円（前期比21.7%増）、営業利益は160,351千円（前期比16.9%増）、経常利益は166,826千円（前期比12.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は133,175千円（前期比83.4%増）となりました。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に運転資金として、金融機関からの借入により200,000千円の資金調達を行いました。

## (3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

## (4) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第9期 (2023年3月期)	第10期 (2023年10月期)	第11期 (2024年10月期)	第12期 (当連結会計年度) (2025年10月期)
売上高(千円)	1,653,701	1,025,381	2,161,867	2,630,574
経常利益(千円)	79,905	25,456	147,883	166,826
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	44,355	9,785	72,605	133,175
1株当たり当期純利益(円)	31.46	6.76	52.78	107.34
総資産(千円)	1,411,440	1,405,452	1,726,666	1,918,379
純資産(千円)	552,758	574,574	306,139	464,436
1株当たり純資産(円)	369.10	381.66	213.45	337.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算定しております。  
2. 第10期につきましては、事業年度変更の経過期間となることから、2023年4月1日から2023年10月31日までの7ヶ月間となっております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループの提供するサービスは、社会活動のデジタル化を背景に重要性が一層高まっていくと考えております。当社グループは、「運用支援」、「運用支援ツールの提供」、「教育」の3本柱を中心としたサービスを新規顧客へ提供することで、マーケティング領域における課題解決力を高め、競争優位性を確立していく方針です。そのために、広報活動やマーケティング活動に取り組んでまいりました。今後は、展示会やカンファレンスなど外部イベントへの出展を強化し、サービス内容の認知向上と見込み顧客の獲得を図るとともに、マーケティング実施体制のさらなる充実を推進してまいります。

### ② 人材戦略の強化と生成AIの活用による生産性向上

当社グループの持続的成長には、優秀な人材の確保と育成が不可欠であり、採用力の強化とともに、教育体制の整備・拡充を重要な経営課題と捉えております。これに加え、近年急速に進展する生成AI技術の活用は、業務効率の抜本的な改善や、組織ナレッジやノウハウの共有・活用の高度化を実現する手段として極めて重要と認識しております。当社ではAI・DX推進室を中心に、生成AIを活用した業務支援や人材育成の高度化に取り組んでおり、全社的な展開を通じて、人的資本の質的向上と業務生産性の最大化を両立し、企業競争力の一層の強化を図ってまいります。

### ③ グループ経営の強化

当社グループは、2025年10月31日時点において7社の連結子会社を保有しております。グループ内各社の強みやノウハウを相互に活かし合い、シナジー効果を最大限に発揮することで、グループ全体としての事業成長と企業価値の向上を図ってまいります。

また、2025年10月に決議したAIフュージョンキャピタルグループ株式会社を割当先とする第三者割当増資を契機に、同社およびそのグループ会社や投資先企業との連携を深めてまいります。これにより、AI関連分野をはじめとした新規領域への展開や技術・人材・ビジネスネットワークの活用を通じた協業を推進し、グループ経営の更なる強化を目指してまいります。

④ 事業提携、企業買収への積極的な取り組み

当社グループが持続的かつ非連続的な成長を実現するためには、既存事業の安定的成長に加えて、将来の成長を担う新たな事業の創出及び拡大が不可欠であると認識しております。その実現に向けては、自社による事業開発に加え、事業提携やM&Aなど外部資源の活用を通じて、新たな事業領域やサービスへの投資を積極的に検討・推進してまいります。投資にあたっては、既存事業の収益状況や財務バランスを踏まえ、許容可能なリスクの範囲内で慎重かつ機動的に意思決定を行う方針です。

また、M&Aを成長戦略の柱として継続的かつ効果的に推進するため、専任チームの体制強化を図るとともに、案件の発掘からデューデリジェンス、PMI（買収後統合）に至るまでの一連のプロセスを社内で円滑に遂行できるよう、関係部門との連携体制を強化してまいります。これにより、グループ全体としての経営管理力とシナジー創出力のさらなる向上を目指してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務諸表の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の内部管理体制の整備、運用の強化を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

当連結会計年度末において、当社グループは当社と連結子会社7社により構成されており、SNSマーケティングを中心とした、コンサルティング支援、SaaSプロダクトの開発及び販売を行う「マーケティング事業」を行っております。

(7) 主要な営業所（2025年10月31日現在）

本 社	東京都港区
-----	-------

(8) 従業員の状況（2025年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
237名	50名増

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者、休職者を除く。）であり、従業員兼務役員を含みます。

2. 従業員数には、パート・派遣社員は含まれておりません。

## ② 当社従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
18名	40.7歳	3.9年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、休職者を除き、子会社から当社への出向者を含む。）であります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

なお、2025年11月12日を払込期日とした第三者割当増資が完了したことに伴い、AI フュージョンキャピタルグループ株式会社が当社の親会社となっております。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社コムニコ	11,750千円	100%	マーケティング事業
一般社団法人SNSエキスパート協会	－	－	マーケティング事業
DTK AD Co.,Ltd.	32,320千円	49%	マーケティング事業
株式会社ジソウ	5,000千円	100%	マーケティング事業
株式会社ユニオンネット	10,000千円	100%	マーケティング事業
株式会社インバウンド・バズ	5,000千円	100%	マーケティング事業

- (注) 1. 2024年11月1日付で株式会社ユニオンネットの株式を取得し、子会社としました。  
 2. 2025年3月31日付で株式会社インバウンド・バズを新規設立しました。  
 3. 2025年7月1日付で当社の子会社である株式会社コムニコを存続会社とし、同じく子会社である株式会社DXデイライトを消滅会社とする吸収合併を行いました

## (10) 主要な借入先の状況（2025年10月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	399,992千円
株式会社三井住友銀行	246,978千円
株式会社りそな銀行	141,116千円
株式会社商工組合中央金庫	131,191千円

## 2. 株式の状況

① 発行可能株式総数	4,725,100株
② 発行済株式の総数	1,446,775株
③ 株 主 数	963名
④ 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A I フュージョンキャピタルグループ株式会社	374,900株	30.2%
合同会社みやびマネージメント	184,450	14.8
楽天証券株式会社共有口	72,300	5.8
林 雅之	72,114	5.8
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	61,000	4.9
K G I A S I A L I M I T E D - C L I E N T A C C O U N T	50,300	4.0
各務 正人	47,600	3.8
長谷川 直紀	25,500	2.1
青木 達也	19,000	1.5
ラバブルマーケティンググループ社員持株会	18,137	1.5

(注) 1. 当社は自己株式を204,600株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式(204,600株)を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2018年5月16日	2024年9月18日	2025年1月30日
新株予約権の数	1,800個	800個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 45,000株 (新株予約権1個当たり25株)	普通株式 80,000株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式 2,500株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額	無償	有償	有償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 22,225円 (1株当たり 889円)	新株予約権1個当たり 163,700円 (1株当たり 1,637円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権等の行使期間	2020年5月17日から 2028年4月23日まで	2024年11月18日から 2029年11月17日まで	2026年2月1日から 2035年1月31日まで
新株予約権の行使条件	当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)  新株予約権の数 1,300個 目的となる株式数 32,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 1,900株 保有者数 1名
	社外取締役  新株予約権の数 500個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 2名	—	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 600株 保有者数 2名
	監査役 —	—	—

- (注) 1. 2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。  
 2. 第2回新株予約権において、取締役(社外取締役を除く)1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2024年9月18日	2025年1月30日
新株予約権の数	200個	55個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式20,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	普通株式5,500株 (新株予約権1個当たり 100株)
新株予約権の払込金額	有償	有償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 163,700円 (1株当たり 1,637円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権等の行使期間	2024年11月18日から 2029年11月17日まで	2026年2月1日から 2035年1月31日まで
新株予約権の行使条件	当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。	当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めることによる。
使用人等への交付状況	当社使用人 (当社役員を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 交付者数 1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 交付者数 1名
		新株予約権の数 11個 目的となる株式数 1,100株 交付者数 1名
		新株予約権の数 44個 目的となる株式数 4,400株 交付者数 7名

(注) 第9回新株予約権において、新株予約権の発行に際し、払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	林 雅 之	株式会社コムニコ 取締役 一般社団法人SNSエキスパート協会 理事 DTK AD Co.,Ltd. 取締役 LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD. 代表取締役 株式会社ユニオンネット 取締役 株式会社インバウンド・バズ 取締役
取締役	長谷川 直 紀	株式会社コムニコ 代表取締役
取締役	鵜川 太郎	株式会社リルーデンス 代表取締役 株式会社ABAL 社外取締役 株式会社ショーケース 社外取締役
取締役	松本 高一	株式会社アップア 代表取締役 株式会社ギミック 社外監査役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員） AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長 株式会社ショーケース 取締役 株式会社イーグランド 社外取締役
常勤監査役	佐々山 英一	株式会社コムニコ 監査役 一般社団法人SNSエキスパート協会 監事 株式会社ユニオンネット 監査役 W2株式会社 社外監査役 コアスタッフ株式会社 社外監査役 株式会社インバウンド・バズ 監査役
監査役	今井 智一	法律事務所 碧 代表弁護士 株式会社フィネスコンサルティング 代表取締役 株式会社勵楽ホールディングス 社外監査役 株式会社Kaizen Platform 社外監査役
監査役	小谷 薫	株式会社NEWONE 監査役 小谷薰理土事務所 代表

- (注) 1. 取締役鵜川太郎、取締役松本高一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役佐々山英一、監査役今井智一、監査役小谷薰の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役今井智一氏は、弁護士の資格を有しております、コンプライアンス及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役小谷薰氏は、公認会計士資格を有しております、会計分野における豊富な経験、高い見識と知識を有しております。  
 5. 当社と社外取締役の鵜川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、今井智一及び小谷薰の3氏は、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

6. 社外取締役の鶴川太郎及び松本高一の両氏、監査役の佐々山英一、今井智一及び小谷薰の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 2025年11月12日を払込期日としてAIフュージョンキャピタルグループ株式会社（以下「AIF社」）を割当先とする第三者割当増資を実施したことにより、AIF社が当社の親会社に該当することとなりました。これに伴い、AIF社の取締役副社長である松本高一氏は、社外取締役及び独立役員の要件を満たさなくなりました。

## (2) 役員等賠償責任保険（D & O保険）契約内容の概要

当社は、保険会社との間で当社グループ全ての役員、執行役員及びその他の会社法上の重要な使用者を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、その保険料は全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	非金銭報酬等	業績運動 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	52,597 (12,627)	49,800 (12,000)	2,615 (627)	182 ( - )	-	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	19,800 (19,800)	19,800 (19,800)	- ( - )	- ( - )	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	72,397 (32,427)	69,600 (31,800)	2,615 (627)	182 ( - )	-	7 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名（うち社外取締役2名）です。

3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第5回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名です。

4. 取締役及び常勤監査役の職務遂行が、会社の持続的成長及び企業価値の向上に資するものであることを踏まえ、業績運動報酬を導入することで、これらの目標達成に対する意識を一層高めることを目的とし、取締役及び常勤監査役に対して、業績運動報酬として現金賞与を支給しております。なお、当事業年度において、常勤監査役への業績運動報酬の支給はありません。

業績運動報酬の算定方法は、連結営業利益を基本指標として役位別に基準額を設定し、基準額にその年度の各取締役及び常勤監査役の貢献度を加味して支給しております。当該指標とした理由は、業績運動報酬は単年度の業績の達成度に対する報酬と位置づけており、評価する指標として適切であると考えているためであります。当事業年度における業績運動報酬に係る定量評価の基準である連結営業利益の実績は160,351千円となりました。

5. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は「3. 新株予約権の状況  
① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載の通りであります。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役）に一任いたします。

取締役会の議長（代表取締役）は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた固定報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下の通りです。

代表取締役 林 雅之

取締役会の議長（代表取締役）に本権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役）が最も適していると判断したためであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役鵜川太郎氏は、株式会社リルーデンスの代表取締役、株式会社ABAL及び株式会社ショーケースの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役松本高一氏は、株式会社アッピアの代表取締役、株式会社ギミックの社外監査役、株式会社TOKYO BASEの社外取締役（監査等委員）、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の取締役副社長、株式会社ショーケースの取締役、株式会社イーグランドの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役佐々山英一氏は、株式会社コムニコ、株式会社ユニオンネット及び株式会社インバウンド・バズの監査役、W2株式会社及びコアスタッフ株式会社の社外監査役、一般社団法人SNSエキスパート協会の監事であります。株式会社コムニコ、株式会社ユニオンネット、株式会社インバウンド・バズ及び一般社団法人SNSエキスパート協会は当社の連結子会社であります。なお、当社とその他兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役今井智一氏は、弁護士であり、法律事務所 碧の代表弁護士、株式会社フィネスコンサルティングの代表取締役、株式会社働くホールディングス及び株式会社Kaizen Platformの社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役小谷薰氏は、公認会計士・税理士であり、株式会社NEWONEの監査役、小谷薰税理士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役職名	氏 名	発言状況及び期待される役割に関する職務の概要
取締役	鵜川太郎	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	松本高一	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。管理業務への幅広い知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	佐々山英一	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。常勤監査役としての業務執行、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	今井智一	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	小谷薰	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適宜発言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

三優監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,345千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,345千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築・整備し、運用していくための基本方針である内部統制システムに関する基本方針を制定しております。なお、基本方針の概要は以下の通りです。

**(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社グループは、コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- ② 全ての役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに、取締役会の下、組織されるコンプライアンス委員会を設置し、ビジネスルール遵守を周知徹底する体制を整備する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。また、問題の未然防止、早期発見、早期解決のため「コンプライアンス管理規程」に「内部通報制度」を定める。

**(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

**(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備する。リスク管理規程に基づき、代表取締役及びコーポレート本部はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社グループ全体に周知する。

**(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために下記を実施する。

- ① 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、取締役会の運営のため「取締役会規程」を定める。
- ② 取締役会の効率的な運営に資することを目的として、取締役及び執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

## **(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループは、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
- ② 当社のコンプライアンス委員会は、当社グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- ③ 当社グループの内部監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社各社の監査を実施又は統括し、各関係会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

## **(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社グループの各部門及び関係会社各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

## **(7) 監査役の職務を補助すべき使用者及び当該使用者の取締役からの独立性に関する体制**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助すべき使用者を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用者への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役を補助すべき使用者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

## **(8) 当社グループの取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び執行役員は、取締役会及び監査役会において定期的にその担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役及び使用者は、当社グループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、法令及び社内規程に基づき直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の重要な書類を閲覧する。
- ④ 内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

## (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるこことする。
- ② 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。
- ③ 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

## (10) 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、コーポレート本部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

## 7. 剰余金の配当等に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

2025年10月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>	<b>1,483,140</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>992,839</b>
現金及び預金	870,697	買掛金	70,505
売掛金	443,116	短期借入金	308,400
電子記録債権	7,716	1年内返済予定の長期借入金	268,999
契約資産	12,978	未払金	103,762
仕掛品	37,742	未払法人税等	20,612
未収還付法人税等	46,460	未払消費税等	58,216
その他の	64,592	契約負債	51,887
貸倒引当金	△163	受注損失引当金	915
<b>II 固定資産</b>	<b>435,239</b>	その他の	109,539
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>60,410</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>461,103</b>
建物	30,982	長期借入金	458,894
工具、器具及び備品	26,771	その他の	2,209
その他の	2,657	<b>負債合計</b>	<b>1,453,943</b>
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>172,170</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	161,772	<b>I 株主資本</b>	<b>420,246</b>
ソフトウェア	10,198	1. 資本金	50,000
その他の	199	2. 資本剰余金	405,352
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>202,657</b>	3. 利益剰余金	293,958
投資有価証券	52,176	4. 自己株式	△329,064
敷金	45,460	<b>II その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,052</b>
繰延税金資産	95,406	為替換算調整勘定	△1,052
その他の	10,078	<b>III 新株予約権</b>	<b>8,464</b>
貸倒引当金	△464	<b>IV 非支配株主持分</b>	<b>36,777</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,918,379</b>	<b>純資産合計</b>	<b>464,436</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,918,379</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

自 2024年11月1日  
至 2025年10月31日

(単位：千円)

科 目		金 額
売 売 上 原	高 価	2,630,574
売 売 上 原	利 益	1,360,377
売 売 上 総 利 益		1,270,197
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,109,845
営 業 利 益		160,351
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		1,431
為 替 差 息		10,326
受 取 手 数 料		4,681
そ の 他		5,714
		22,154
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		15,209
そ の 他		470
		15,679
経 常 利 益		166,826
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益		9,196
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		162
投 資 有 価 証 券 評 価 損		18,850
過 年 度 付 加 価 値 税 等		10,376
		29,389
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		146,633
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		13,069
過 年 度 法 人 税 等		14,316
法 人 税 等 調 整 額		△15,150
当 期 純 利 益		12,235
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		134,397
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,222
		133,175

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	50,000	405,607	160,783	△357,847	258,543
当 期 变 動 額					
新 株 予 約 権 の 行 使		△254		2,412	2,157
自 己 株 式 の 处 分				26,371	26,371
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			133,175		133,175
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純 額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	△254	133,175	28,783	161,703
当 期 末 残 高	50,000	405,352	293,958	△329,064	420,246

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	2,772	2,772	9,268	35,555	306,139
当 期 变 動 額					
新 株 予 約 権 の 行 使					2,157
自 己 株 式 の 处 分					26,371
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					133,175
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純 額)	△3,824	△3,824	△804	1,222	△3,406
当 期 变 動 額 合 計	△3,824	△3,824	△804	1,222	158,296
当 期 末 残 高	△1,052	△1,052	8,464	36,777	464,436

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

自 2024年11月1日  
至 2025年10月31日

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社コムニコ

一般社団法人SNSエキスパート協会

DTK AD Co.,Ltd.

株式会社ジソウ

LOVABLE MARKETING GROUP ASIA SDN. BHD.

株式会社ユニオンネット

株式会社インバウンド・バズ

なお、株式会社ユニオンネットについては、発行する全ての株式を取得したことにより、株式会社インバウンド・バズについては、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、2025年7月1日付で、当社の連結子会社である株式会社コムニコを吸収合併存続会社、株式会社DXディライトを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SOCIAL MEDIA MARKETING TRADE ASSOCIATION

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社  
該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SOCIAL MEDIA MARKETING TRADE ASSOCIATION

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

DTK AD Co.,Ltd.の決算日は決算期変更により7月31日となっております。

連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。ただし、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。この決算期変更により、当連結会計年度において、2024年8月1日から2025年7月31日までの12か月間を連結しているため、決算日変更に伴う影響額は生じておりません。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

– 移動平均法による原価法

###### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

– 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産は除く)

– 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。  
また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年～20年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産

– 定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年 (社内における利用可能期間)  
(自社利用)

リース資産

– 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

- 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

SNSアカウント運用支援

- 当社の連結子会社である株式会社コムニコ、株式会社ジソウ、DTK AD Co.,Ltd.及び株式会社インバウンド・バズが提供している「SNSアカウント運用支援」事業は、顧客に対して企業のSNSアカウントの戦略策定からアカウント開設、運用代行、コンテンツ制作、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までワンストップでサービスを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

- SaaS型SNS運用支援ツール
- 当社の連結子会社である株式会社コムニコが提供している「SaaS型SNS運用支援ツール」事業は、顧客のSNSマーケティングの運用を効率化するためのツールを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、顧客との間に締結した役務提供期間にわたってシステムへのアクセス環境を提供する契約については契約期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。顧客のニーズに応じてサービスの使用権を提供する契約については、サービスの使用権を提供することにより履行義務が充足されるものであることから、当該サービスが使用された時点で、収益を計上しております。
- 人材教育
- 当社の連結子会社である一般社団法人SNSエキスパート協会が提供している「人材教育サービス」事業は、顧客にSNSに関するノウハウやリスク対策を体系化した検定講座を提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## DX支援

- 当社の連結子会社である株式会社コムニコ及び株式会社ユニオンネットが提供している「DX支援」事業は、クラウドサービスを用いたDX支援、Webサイト制作等の受託制作、Webコンサルティングや保守・運用代行等を行っております。  
マーケティングオートメーション、営業支援システム、顧客管理システムの3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでワンストップで支援しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、準委任契約では成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

受託制作等の請負契約では、一定期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、プロジェクトの見積総原価又は見積総工数に対する発生原価又は発生工数の割合（インプット法）で合理的に見積り、その進捗度に基づいて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、一定期間にわたり充足する履行義務の対価として受け取る金額あるいは履行義務が充足するまでに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識する方法（原価回収基準）によっております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

Webコンサルティングや保守・運用代行については、顧客との契約に基づき、一定の期間にわたりサービスを提供する履行義務を負っており、当該サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、その個別案件ごとに判断し、10年以内の合理的な年数で均等償却しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

DTK AD Co.,Ltd.に対するのれんの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	53,876千円
-----	----------

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。

減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識することとしております。

##### ② 主要な仮定

のれんは事業計画に基づく投資の回収期間における将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画の主要な仮定は顧客獲得数、売上単価、及び売上総利益率であります。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

会計上の見積り固有の不確実性からキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	63,302千円
----------------	----------

## 5. 連結損益計算書に関する注記

過年度付加価値税等及び過年度法人税等

当社の連結子会社であるDTK AD Co.,Ltd.は、2022年度から2023年度までの2年間にについて、タイ歳入局の税務調査による指摘を受け、修正申告及び追加納付を行いました。

主な指摘事項については、次のとおりです。

(2022年度)

事業譲受時に発生したコンサルティング費用について関係会社に対する支出であり、損金算入は認められないと指摘されたもの。

海外取引として認識していた立替広告費についてタイ国内取引として認定されたことにより、付加価値税が過少であると指摘されたもの。

(2023年度)

上記2022年度の指摘に伴い2023年度法人所得金額が修正されたことにより、法人税等の追加納付が必要と指摘されたもの。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	1,446,775株	－株	－株	1,446,775株

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式(注)	222,500株	－株	17,900株	204,600株

(注) 普通株式の自己株式数の減少17,900株は、投資の取得対価としての自己株式処分16,400株、第7回ストックオプション行使による自己株式処分1,500株であります。

### 3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 190,700株

## 7. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、金融機関からの借入、増資等により実行しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

未収還付法人税等は、概ね1年以内の回収期日であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は概ね3ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利による借入は金利変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新とともに、一部の連結子会社において当座貸越契約を締結することにより、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については次の通りであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債権」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (1年内返済予定含む)	727,893	727,910	17
負債計	727,893	727,910	17

(注) 1.市場価格がない金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	52,176

これらについては市場価格がないことから、上記には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 8. 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
SNSアカウント運用支援	1,719,447
SaaS型SNS運用支援ツール	454,050
人材教育	12,250
DX支援	444,826
顧客との契約から生じる収益	2,630,574
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,630,574

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	367,845
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	450,832
契約資産（期首残高）	18,102
契約資産（期末残高）	12,978
契約負債（期首残高）	22,910
契約負債（期末残高）	51,887

契約資産は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断した契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。

契約負債は、契約に基づいて顧客から受け取った前受金であります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は22,910千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

### 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	337円47銭
1株当たり当期純利益	107円34銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行及び親会社の異動)

2025年10月23日開催の取締役会にて決議いたしました、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社（以下「AIF社」）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」）について、2025年11月12日に払込みが完了いたしました。これに伴い、当社の親会社に異動がありました。

### 1. 本第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2025年11月12日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 360,000株
(3) 発行価額	1株につき 1,371円
(4) 発行価額の総額	493,560千円
(5) 資本組入額	1株につき 685.5円
(6) 資本組入額の総額	246,780千円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 360,000株
(8) 資金の使途	M&Aや新規事業への投資

### 2. 親会社の異動

本第三者割当増資による払込みが完了したことに伴い、AIF社の所有議決権数の当社の総株主等の議決権に対する割合は45.91%となりました。以上から、実質支配力基準により、AIF社が当社の親会社に該当することになりました。

(取得による企業結合)

2025年12月17日開催の取締役会において、株式会社エルマーケ（以下「エルマーケ」とする）の全株式を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エルマーケ

事業の内容 LINE公式アカウントAPIツール導入支援、LINE公式アカウント運用代行/コンサルティング、友だち数増加支援、補助金・助成金申請代行

## (2) 企業結合を行う主な理由

当社は、「人に地球に共感を」をパーソナリティとし、生活者の情報消費行動に寄り添う、共感を重視した愛されるマーケティング（Lovable Marketing）を推進するマーケティング企業グループです。当社グループは成長戦略として、既存事業での年間平均10～20%の安定的成長を掲げており、さらに飛躍的な成長への布石として、M&Aを軸に既存事業とのシナジーが期待できる分野への展開を積極的に推進しております。

この度、当社が全株式を取得し、子会社化することについて基本合意書締結を決定したエルマーケは、LINEを中心としたマーケティング支援に強みを持っており、豊富な支援実績に基づいて、成果創出に必要なプロセスをワンストップでサポートしております。LINE公式アカウントAPIツール導入支援や運用代行/コンサルティング、友だち数増加支援などのLINE関連ソリューションに加えて、友だち増加のためのランディングページ最適化(LPO)支援など、関連領域を含めた戦略的なマーケティング支援を得意としております。

今回、エルマーケをグループに迎えることで、LINEマーケティング領域でのソリューション強化・拡充を図ります。加えて、相互送客によるアップセル・クロスセルでの顧客単価の向上、新規顧客の獲得などのシナジーを見込んでおり、エルマーケの全株式を取得し子会社化することが成長戦略における既存事業の成長に寄与するものと考えております。本件株式取得後は、当社グループにおける事業連携、従業員間の情報連携も適宜実施しながら、シナジー効果の早期発揮に努めて参ります。

当社グループは愛されるマーケティング活動を通して、SNSマーケティングを核としたトップクラスのマーケティンググループを目指し、更なるグループの成長・発展に繋げてまいります。

なお、今後も当社とのシナジー効果や事業領域拡大が見込まれる分野に対して、M&Aを含めた事業展開を積極的に検討してまいります。

(3) 企業結合日  
2026年1月中（予定）

(4) 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称  
変更ありません。

(6) 取得する議決権比率  
100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

## 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	180,000千円
取得原価		180,000千円

上記に加えて相手先との間で条件付取得対価の合意がなされており、一定期間の将来業績に応じて最大156,000千円の支払いを行う契約となっております。

## 3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用等（概算額） 2,000千円

## 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

## 5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

## 11. その他の注記

### (追加情報)

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

### (企業結合等関係)

取得による企業結合

#### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ユニオンネット（以下「ユニオンネット」とする）

事業の内容：Webサイト制作

(2) 企業結合を行った主な理由

この度、当社が株式を取得することを決定したユニオンネットは、コーポレートサイトをはじめとするWebサイトの企画や制作、Web広告運用等のマーケティング支援、Webコンサルティングを強みとしており、特に学校や教育関連企業との取引実績が多数あります。出生数低下による人口減少が著しい日本では、教育産業市場において対象者獲得や人材採用の課題があり、集客施策は各学校・企業におけるニーズが高いと考えます。特に学生等が情報収集源として活用するSNSは非常に重要で、SNSマーケティング事業を主軸とする当社との親和性は極めて高いものであると考えた結果、今般の子会社化の運びとなりました。

今回、ユニオンネットをグループに迎えることで、顧客のマーケティングプロセスにおける課題解決やサービス拡充による顧客満足度の向上に貢献いたします。加えて、相互顧客へのアップセル・クロスセルにおける顧客単価、顧客数の増加が見込まれ、既存事業であるマーケティング事業の拡大に大きく寄与するものと考えております。

以上のように、ユニオンネットの連結子会社化が当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、子会社化することを決定いたしました。

(3) 企業結合日

株式取得日：2024年11月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年11月1日から2025年10月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	125,000千円
取得原価		125,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 2,600千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

29,473千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	230,047千円
固定資産	45,221千円
資産合計	275,268千円
流動負債	118,421千円
固定負債	61,320千円
負債合計	179,741千円

## (連結子会社の設立及び事業譲受)

当社は、新たに株式会社インバウンド・バズ（以下「インバウンド・バズ」）を設立し、同社を譲受企業として、TALONTRAVEL CO., LTD.のインバウンドメディア事業を買収いたしました。

### 1. 子会社の設立と事業譲受の目的

当社は、インバウンド市場および東南アジア諸国における事業展開を中期的な成長戦略の柱と位置付けており、その実行基盤として株式会社インバウンド・バズを新たに設立いたしました。

同社を通じて取得することを決定したインバウンドメディア事業は、訪日タイ人観光客向けに観光情報を発信するSNS・Web媒体を運営しており、タイ国内において高い影響力と豊富なフォロワー基盤を有しています。

急成長を続けるインバウンド市場において、当社グループが有するSNSマーケティングやWebプロモーションの知見と、当該事業のメディア運営ノウハウを融合させることで、訪日旅行者への情報提供と観光関連事業者への支援を兼ね備えたプラットフォームの構築が可能と判断しました。

こうした取り組みは、企業価値向上と海外事業の加速に資するものと考え、事業取得および子会社設立を決定いたしました。

### 2. 設立した子会社の概要

(1) 名称	株式会社インバウンド・バズ
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番13号
(3) 事業の内容	インバウンドメディア運営、インバウンドプロモーション支援
(4) 資本金	5,000千円
(5) 設立の時期	2025年2月20日
(6) 出資比率	株式会社ラバブルマーケティンググループ 100%
(7) 決算期	10月

3. 事業譲受の概要

(1) 相手先企業の名称及び取得した事業の内容

相手先企業名称 TALONTRAVEL CO., LTD.

譲受事業の内容 インバウンドメディア運営、インバウンドプロモーション  
支援

(2) 事業譲受を行った主な理由

1. の記載のとおりです。

(3) 事業譲受日 2025年3月31日

(4) 事業譲受の法的形式 現金を対価とする事業譲受

(5) 事業譲受後企業の名称 変更ありません。

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が新たに設立した連結子会社であるインバウンド・バズが現金を対価として事業を譲り受けけるためであります。

4. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている譲受事業の業績の期間

2025年3月31日から2025年10月31日まで

5. 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	66,465千円
取得原価		66,465千円

6. 主要な取得関連費用の内容及び金額

付加価値税 4,652千円

7. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

66,465千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

8. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の吸収合併

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社コムニコ及び株式会社DXディライトについて、2025年7月1日を効力発生日として、株式会社コムニコを存続会社とする合併を行うことを決議し、2025年7月1日付で当該吸収合併を行いました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①吸収合併存続会社

結合企業の名称	株式会社コムニコ
事業の内容	SNSマーケティング事業

②吸収合併消滅会社

被結合企業の名称	株式会社DXディライト
事業の内容	DX支援事業

(2) 企業結合日 2025年7月1日（効力発生日）

(3) 企業結合の法的形式

株式会社コムニコを吸収合併存続会社、株式会社DXディライトを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社コムニコ

(5) その他取引の概要に関する事項

①合併の目的

本合併は、グループ全体の経営資源の有効活用を目的として実施するものです。両社の統合により、資本効率向上および財務基盤の強化を目的とするものであります。

②合併に係る割当の内容

当社の完全子会社間の合併であるため、株式の発行または金銭などの割当はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 貸 借 対 照 表

2025年10月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	<b>459,639</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>306,227</b>
現 金 及 び 預 金	226,200	短 期 借 入 金	8,400
営 業 未 収 入 金	49,119	1年内返済予定の長期借入金	226,498
前 払 費 用	18,822	未 払 金	21,825
関係会社短期貸付金	153,000	未 払 費 用	12,563
そ の 他	12,497	未 払 法 人 税 等	10,513
		未 払 消 費 税 等	20,016
<b>II 固定資産</b>	<b>600,667</b>	<b>預 り 金</b>	<b>5,613</b>
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>39,251</b>	<b>そ の 他</b>	<b>797</b>
建 物	22,145		
工具、器具及び備品	14,448	<b>II 固定負債</b>	<b>385,179</b>
そ の 他	2,657	長 期 借 入 金	382,987
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>3,157</b>	そ の 他	2,192
ソ フ ト ウ ェ ア	3,157	<b>負 債 合 計</b>	<b>691,407</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>558,258</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投 資 有 価 証 券	52,176	<b>I 株主資本</b>	<b>360,435</b>
関 係 会 社 株 式	251,120	1. 資 本 金	50,000
敷 金	40,199	2. 資本剩余金	421,451
関係会社長期貸付金	200,000	資 本 準 備 金	50,000
繰 延 税 金 資 産	14,702	そ の 他 資本剩余金	371,451
そ の 他	60	3. 利 益 剩 余 金	218,048
		そ の 他 利益剩余金	218,048
		繰 越 利益剩余金	218,048
		4. 自 己 株 式	△329,064
		II 新 株 予 約 権	8,464
<b>資 产 合 计</b>	<b>1,060,307</b>	<b>純 資 產 合 計</b>	<b>368,900</b>
		<b>負 債 純 資 產 合 計</b>	<b>1,060,307</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 2024年11月1日  
至 2025年10月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	640,297
営 業 費 用	467,018
営 業 利 益	173,278
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,856
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	124,652
そ の 他	958
	130,467
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,133
そ の 他	309
	9,442
経 常 利 益	294,303
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	9,196
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	18,850
税 引 前 当 期 純 利 益	284,649
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,081
法 人 税 等 調 整 額	14,877
当 期 純 利 益	27,959
	256,690

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自 2024年11月1日  
至 2025年10月31日

(単位：千円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
				繰越利益剰余金							
当期首残高	50,000	50,000	371,706	421,706	△38,641	△38,641	△357,847	75,217			
当期変動額											
新株予約権の行使			△254	△254			2,412	2,157			
自己株式の処分							26,371	26,371			
当期純利益					256,690	256,690		256,690			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	△254	△254	256,690	256,690	28,783	285,218			
当期末残高	50,000	50,000	371,451	421,451	218,048	218,048	△329,064	360,435			

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	9,268	84,486
当期変動額		
新株予約権の行使		2,157
自己株式の処分		26,371
当期純利益		256,690
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△804	△804
当期変動額合計	△804	284,414
当期末残高	8,464	368,900

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

自 2024年11月1日  
至 2025年10月31日

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 子会社株式及び関連会社株式 | - 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券       | - 移動平均法による原価法 |
| 市場価格のない株式等    | - 移動平均法による原価法 |

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産

- (リース資産を除く)
- 定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

#### 無形固定資産

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年 (社内における利用可能期間)  
(自社利用)

#### リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

経営指導料

- 経営指導料については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を契約期間にわたって継続的に提供することを履行義務としており、契約に基づく金額を各月で算出し収益を認識しております。
- 当社の子会社からの受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。配当金収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日企業会計基準委員会）等の範囲に含まれる金融商品に係る取引であるため、顧客との契約から生じる収益の対象外となります。

配当金収入

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

DTK AD Co.,Ltd.に対する貸付金の評価

#### (1) 当事業年度中に計算書類に計上した金額

関係会社短期貸付金	23,000千円
関係会社長期貸付金	100,000千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金の評価において、財務内容に問題があり、過去の経営成績又は将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

##### ② 主要な仮定

関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎としており、事業計画及び返済計画は顧客獲得数、売上単価、及び売上総利益率を主要な仮定として策定しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

不確実性の高い環境下にあり、見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	8,394千円
工具、器具及び備品	14,687千円
その他	966千円

保証債務

以下の子会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社コムニコ	20,162千円
株式会社ユニオンネット	46,680千円

関係会社に対する債権債務（区分表示したもの）を除く）

短期金銭債権	57,737千円
短期金銭債務	500千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	640,297千円
営業費用	9,375千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	4,522千円
------	---------

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	222,500株	ー株	17,900株	204,600株

(注) 普通株式の自己株式数の減少17,900株は、投資の取得対価としての自己株式処分16,400株、第7回ストックオプション行使による自己株式処分1,500株であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	248千円
投資有価証券評価損	6,520千円
未払賞与	3,621千円
監査報酬否認	7,872千円
その他	6,274千円
繰延税金資産小計	24,536千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△9,834千円
評価性引当額小計	△9,834千円
繰延税金資産合計	14,702千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社コムニコ	所有直接100%	経営管理業務の受託 配当金の受取 利息の受取 資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	経営管理業務の受託 (注1)	490,802	営業未収入金	44,990
				配当金の受取	100,800	—	—
				利息の受取 (注2)	684	その他流動資産 (未収利息)	1,335
				資金の貸付 (注2)	125,000	関係会社短期貸付金	125,000
				債務保証 (注3)	20,162	—	—
子会社	DTK AD Co.,Ltd.	所有直接49%	利息の受取 資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注2)	1,511	その他流動資産 (未収利息)	885
				資金の貸付 (注2)	23,000	関係会社短期貸付金	23,000
				資金の貸付 (注2)	100,000	関係会社長期貸付金	100,000
子会社	株式会社ユニオンネット	所有直接100%	債務の保証	債務保証 (注3)	46,680	—	—
子会社	株式会社インパウンド・バズ	所有直接100%	利息の受取 資金の貸付 役員の兼任	利息の受取 (注2)	1,015	その他流動資産 (未収利息)	1,015
				資金の貸付 (注2)	100,000	関係会社長期貸付金	100,000

- (注) 1. 価格その他の取引条件は毎期交渉のうえ、決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れおりません。
3. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

## **9. 収益認識に関する注記**

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## **10. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	290円17銭
1株当たり当期純利益	206円90銭

## **11. 重要な後発事象に関する注記**

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しています。

## **12. その他の注記**

連結注記表「11. その他の注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社ラバブルマーケティンググループ  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 斎藤 浩史  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川村 啓文  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラバブルマーケティンググループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人的責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社ラバブルマーケティンググループ  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 斎藤 浩史  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川村 啓文  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラバブルマーケティンググループの2024年11月1日から2025年10月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月23日

株式会社ラバブルマーケティンググループ

常勤監査役（社外監査役） 佐々山 英一 ☐

社外監査役 今井 智一 ☐

社外監査役 小谷 薫 ☐

以上

# 株主総会会場ご案内図

日時

2026年1月29日（木曜日）午前10時

会場

東京都港区虎ノ門4-1-1

神谷町トラストタワー2F トラストシティ カンファレンス 神谷町 Conference 1

電話 03-6381-5291



## 交通

東京メトロ日比谷線

「神谷町駅」直結

メトロシティ神谷町(4a/4b方面)  
を経由、東京ワールドゲート連絡  
通路直結